

意見募集を実施した際の告示案からの変更点

【案文】印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第一条ただし書の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）に係る印紙をもつて納付することができる手数料（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）	技術的修正
2	法第十四条第一項の <u>変更の承認</u> に関する手数料	法第十四条第一項の <u>承認</u> に関する手数料	技術的修正
3	法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号） <u>第二十条第一項本文</u> 又は第三項の完成検査に関する手数料	法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号） <u>第二十条第一項</u> 又は第三項の完成検査に関する手数料	技術的修正
4	法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法 <u>第三十五条第一項本文</u> の保安検査に関する手数料	法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法 <u>第三十五条第一項</u> の保安検査に関する手数料	技術的修正
5	法第二十一条において準用する高圧ガス保安法 <u>第二十条第一項本文</u> 又は <u>第三項本文</u> の完成検査に関する手数料	法第二十一条において準用する高圧ガス保安法 <u>第二十条第一項</u> 又は <u>第三項</u> の完成検査に関する手数料	技術的修正
6	法第十九条第一項の <u>変更の承認</u> に関する手数料	法第十九条第一項の <u>承認</u> に関する手数料	技術的修正